

# 第14回教育委員会（定）

開会日時 平成25年 7月 25日（木） 午後 01時00分  
閉会日時 午後 02時44分  
開会場所 教育委員会室

## 出席者

委員 別府 明雄  
委員 谷田 泰  
委員 高野 佐紀子  
委員 青木 義男  
委員 橋本 正彦

## 出席事務局職員

事務局次長	寺西 幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	森下 真博	生涯学習課長	中島 実
教育支援センター準備担当係長	石野 良恵	新しい学校づくり担当課長	田中 光輝
学校地域連携担当課長	木内 俊直	中央図書館長	代田 治
いたばしポーロニャ子ども絵本館長	細川 敦子		

## 署名委員

委員長

委員

午後 01時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。  
ただいまから、平成25年第14回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長は本日欠席のため、代わりまして石野教育支援センター準備担当係長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長は、本日、途中から出席しますので、代わりまして、細川いたばしボローニャ子ども絵本館長で、代田館長を含め、9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

### ○議事

日程第一 議案第20号 あいキッズ事業の見直しについて

(学校地域連携担当課)

委員長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第20号「あいキッズ事業の見直しについて」、次長と学校地域連携担当課長から説明願います。

次 長 それでは議案第20号 あいキッズ事業の見直しについてでございます。  
提出者は橋本教育長でございます。

「あいキッズ事業の見直しについて」

別紙のとおり、あいキッズ事業の変更を行う。

提案理由でございますが、開始から5年が経過いたしましたあいキッズ事業の制度の見直しを行うためでございます。

具体的な内容については担当課長からご説明いたします。

学校地域連携担当課長 それでは、あいキッズ事業の見直しについて、資料をご覧ください。

あいキッズ事業は制度開始から5年目を迎え、安心・安全な居場所の提供、また、地域の方が先生として参加するサポーター事業や、サッカー教室、工作教室など、様々なプログラムを展開して、子どもたちの健全育成を図るなど、当初の目的を果たしつつあります。

しかし、一般登録・学童クラブ登録という2区分の運営をしていることにより、幾つかの課題が浮かび上がってまいりました。このことから、主にこの2つの区分の一体化など、子どもたちにとっても、保護者にとっても、より安心・安全で健やかに子どもたちが成長できる事業となるよう、制度の見直しを図るものでございます。

課題につきましては、資料の2番目にまとめてございます。

まず、(1)プログラム運営上の課題でございますが、現行では2つの登録区

分があり、それぞれで子どもを縦に分ける方法で運営しているため、交流時間中におやつなどのために部屋に戻ったり、お互いの事業に参加できなかつたり、または連絡帳などの対応が異なっているため、同じ学校の児童でありながら交流に制約が生じております。

次に、(2) 活動拠点上の課題でございます。

こちらでも、場所を区分で分けているために交流が制約されたり、学校内の施設を使用する点でも制限があったりしております。

最後に、(3) 登録・参加上の課題でございますが、区分が2つあることで制度や手続が分かりづらいという声があったり、また、延長利用できる対象児童の制限があるため地域活動などをされている保護者の方からの声に応えられないなどの課題がございます。

3の変更点をご覧ください。

事業の見直しについては、主に以下の3点を中心に整理してまいります。

(1) は、17時までの時間帯については、2つの区分を一体化してまいります。

(2) は、活動場所をこれまでの区分による対象者別から、体を動かす場所や落ち着いて過ごす場所などの目的別に活用方法を変えまして、より合理的に学校施設を活用してまいります。

(3) は、この改善した制度を将来にわたって続けていくために、経費を精査してまいります。

続いて、2ページ目、4の見直しによる効果でございます。

今回の見直しにより、次の効果が期待されております。

子どもたちにとっては、登録区分による活動利用時間の区分がなくなることから、遊び相手や活動場所が制限されることがなくなります。また、おやつなどでの交流時間を中断されることもなくなるというところでございます。

保護者にとっては、制度の内容が分かりやすく、利用手続が簡素化されるため、利用させやすくなります。また、17時までは無料であるため、経済的な負担の軽減にも寄与するものと考えております。さらに、延長利用の条件が就労等に限られなくなることで、保護者の方々にとって公平に子育てと社会生活の両立、こういったものが図りやすくなると考えております。

制度全般の成果としましては、登録の区分がないため、今まで以上に利用したい児童が利用したい方法で参加できることによって、放課後や長期学校休業日の子どもの居場所が確保されやすくなります。利用を控えて、ほかの遊び場などで過ごす潜在的な待機児童もいなくなるかと考えております。

また、学校施設をこれまで以上に活用することで、活動内容によって場所を使い分けたり、雨天などで活動拠点が限られたりすることがなくなると考えております。

そして、施設や人材等をこれまで以上に効率的に活用し、より効果の高い制度の運営を実現してできると考えているものでございます。

続いて、5の新制度の内容を説明させていただきます。

(1) から (7) までは、放課後から午後 5 時までのレギュラータイムの時間帯の説明でございます。

対象者は、原則として通っている在校生の児童全員でございます。

実施日は月曜日から金曜日、実施時間は授業終了後から午後 5 時まででございます。

定員については、これを原則として設けていません。ただし、心身に障がいや有する児童については、要支援児の判定を行い、運営上、現行制度と同様に受入枠を設けて受け入れていきたいと考えております。

利用料については無料でございます。

活動拠点として、学校内に、①として校庭などの体を動かせる場所、②として様々な体験交流ができる室内、また、③として落ち着いて過ごすことのできる室内といった 3 つの拠点を設けてまいりたいと考えております。

(8) の時間による区分をご覧ください。

午後 5 時までにはレギュラータイム、午後 5 時から 7 時まではオプションタイムと、時間による区分を設けたいと考えております。

イメージ図は 4 ページをご覧ください。

上段が現行制度、下段が新制度のイメージでございます。

左側に時間で、「8 : 00 ~」、あるいは「8 : 30 ~」とあるのは、夏休みなどの一日利用の日でございます。「放課後 ~」とあるのが、ふだん学校で授業のある平日でございます。

学童クラブ登録と一般登録との区分を一体化することによって、当該小学校の全児童が午後 5 時までには分け隔てなく活動できます。

3 ページにお戻りいただきたいと思っております。

オプションタイムとして延長を希望する方は、就労などの事情のある家庭の 1 ~ 3 年生を原則としており、利用料を負担いただいてご利用いただけるようにしたいと考えております。また、夕食までの時間があることから、おやつを提供してまいりたいと考えております。

続きまして、詳細について 5 ページ以降にまとめました「新旧制度比較表」をご覧ください。

2 つ目の対象児童でございますが、現行制度では①と②の 2 つの運営を行っていましたが、新制度では、④区分と⑥区分というような時間で分ける形としております。④のレギュラータイムは全ての児童が対象となっております。

また、実施場所についてですが、先ほどご説明させていただきましたように、対象者別のプログラムの運営から目的別のプログラムの運営に見直したいと考えております。

6 ページをご覧ください。

これまで学童クラブ登録を行っていたおやつや参加確認について、このおやつの時間帯を変えたり、また、連絡帳を参加カードというような形に変更いたしまして、保護機能的な安全管理や健全育成を図ってまいりたいと考えております。

続いて、配置職員をご覧ください。

現行制度では、それぞれの区分で利用人数などから換算してまいりましたが、一体化に伴い、全児童を合わせた人数で指導員の適正配置基準を定めてまいりたいと考えております。

利用料につきましては、レギュラータイムについては無料といたします。オプションタイムについては、5時から6時までが算定中ということで、有料ということで考えているところでございます。

また、お手数ですが3ページにお戻りいただきまして、6の実施（導入）時期でございます。

平成26年度からあいキッズを導入する予定の学校で実施を始めたいと考えております。

また、既にあいキッズを実施している学校を含め、平成27年度までには、全校で新制度のあいキッズを実施するよう整備してまいりたいと考えております。

続いて、7の事業経費でございますが、今回の一体化に伴い、2区分の運営の解消や連絡帳などの運営事務の合理化によって、児童の安全管理を確保しながら、適正な事業経費を決めてまいりたいと考えております。

続いて、8番目の今後の予定でございますが、8月6日の庁議、あるいは8月23日の文教児童委員会を経まして、8月下旬から校長会や保護者の説明会、また受託法人の説明というのを行ってまいりたいと考えております。

また、11月以降、条例等の規定整備も進めてまいりたいと考えております。

そして、来年2月からは入学の説明会、あるいは新入生の登録受付というような形で進めてまいりたいと考えております。

説明は、雑駁でございますが以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 まず、場所の確保についてなんですけれども、体を思い切り動かせる場所、様々な体験と、あと、落ち着いて過ごせる場所と3つありますが、今度、学童の子たちと一緒になるということで、人数がどのぐらいになるのか。

定員がないということで、統計が難しいかと思うのですが、それについて、場所がしっかり学校で確保できるのかなということが1つ心配なのと、それからまた、学校によっては、体育館とかを一般開放、地域開放で、もう3時過ぎから開放している学校もあるというふうに伺っています。そうすると、雨が降った場合や何かで校庭が使えないときなど、体育館を従来借りていた団体の方にもご理解をいただいて、あいキッズ中心に場所の確保ということができるとかなというふうに思っているのですが。

学校地域連携担当課長 参加人数につきましては、多く見積もらせていただいても、恐らくは全校生徒の4割ぐらいであろうというふうに試算しているところでございます。

また、活動場所については、今、各学校の方とも協議をさせていただいており

まして、参加人数によってフレキシブルに、活動場所というのを学校から提供していただいて活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

地域開放とか、そういったところは各学校によって事情が様々だということではございますので、代わりの施設というか、場所の提供とかということでは、各学校にお願いしております、校長会の方では概ね了解をいただいているところでございます。

谷田委員 とても分かりやすくなるのかなと思って、あとは、今、高野委員のお話にありましたように、各学校で色々状況が違ったりすると不公平になりますので。

学校地域連携担当課長 承知いたしました。

次長 検討の中でも、その話が出ておりました、従来は、あいキッズの部屋ということで、専用室という形で考えていたのですが、学校をやっている間は、放課後は基本的に使用できる部屋ということなので、従来は学童クラブのものと学校のエリアのラインを明確に分けてやっていたのですが、放課後、例えばランチルームとか、例えば多目的室だとかは学校で使わないわけですから、そういう部分をお貸しいただけるように各学校さんをお願いをしているところでございまして、どういう形がとれるのか、専用の部屋は専用の部屋で確保しつつ、プラスアルファの部分はどう確保するか。

それと、そのほかの部屋も、あいキッズ専用、学校専用ということではなくて、教育委員会が所管していますので、放課後の時間帯であれば融通して使えるというようなことができないか、調整しています。

普通教室の、クラスの学級の部屋をそういう形で使うというのは無理があると思うのですが、今申し上げたような使ったり使わなかったりするような会議的な部屋とか図書室とか、マルチルームとか、ランチルームについては、その辺の可能性があるとしますので調整させていただきたいと思います。

委員長 3ページのオプションタイムのところ、対象者が1～3年生の児童で「就労など事情がある家庭を原則とする」というふうに書いてありますけれども、前のところでは誰でもいいというふうになっていたのではないのでしょうか。この辺が、どっちかなということと、あと、利用料が5時～6時は有料で、6時～7時は受託法人ごとに金額を設定するという事は、学校によってそれぞれ変わってくる可能性があるということではないかと思っておりますので、この辺は統一された方がいいのではないかなというのは、何か理由があるのでしょうか。

学校地域連携担当課長 オプションタイムの対象者は、原則として就労の事情等があるということで考えているところでございます。何も無いのに、家庭にご両親、保護者の方がいらっしゃるのに預けるということだと趣旨が違うのかなということで考えているところでございます。

ただ、就労に限らずということで、その辺を限定列举というような形で考えているところがございます。また、その辺がまとまりましたら、ご報告はさせていただきますと思っております。

それと、6時から7時についてでございますが、現在も7時までお子さんが残れるような形にしているあいキッズがほとんどでありまして、そこでの金額設定というのが今までどおりというところがございます。

一応、6時までは区の方の委託料の中で人件費というのは見ているところなのですが、6時から7時という部分では法人に対しての人件費というものが出ていないところがございます。各法人で、利用人数にもよろうかというところではございますが、そういう設定をさせていただいて、それは継続してそのままということ考えているところがございます。

教 育 長 補足してよろしいですか。教育委員会の考え方として、6時までについては区の事業と考えていまして、6時から7時の事業については区の事業ではなくて法人の任意の事業という考え方で切り分けております。

したがいまして、制度的には条例を設置して運営していくこととなりますが、条例上の事業としては6時までが条例上の事業。6時以降、6時から7時までの間については法人の任意のサービス事業という考え方で整理させていただこうかと思っております。

現行もそういう形になっていますし、指定管理者制度の場合にも、基本的な区の事業として展開する部分と、それ以降、法人が法人の任意の事業として展開している部分と、特に体育館などはそういう形でやっているんですけども、それと同じような考え方でやらせていただければというふうに思っております。区に取り組む事業として、住民ニーズがある6時までいけば、住民ニーズとしては基本的にはとれるだろうと。

ただ、それぞれ個々に家庭の事情等がありますので、さらにそれ以上という部分については法人の理解を得ながら、法人が任意に事業を展開していく、それが1時間というところで考えております。

委 員 長 ただ、区民サイドから見れば、6時までが区で、その先は法人というのは、多分、非常に分かりにくい話ではないかなという気がいたしまして、前回伺ったときは、法人が業務委託でやっているということでしたが、幾らでやれということは指定しなくてもできるのではないかなという気がするんですけども。

次 長 委託をしているのは、6時までの時間で委託しておりまして、法人の可能性があれば7時まで、法人の事業として6時から7時をやってくださいというお願いの仕方になっておりまして、必ずやりなさいという形の状況にはなっておりません。33校中31校で延長しております。

それで、できるだけ、7時というニーズがあればそれに応えていただきたいというスタンスで、6時までをコアの区の委託事業としてやらせていただいて、7

時は法人の事業ということになっているので、おっしゃるとおり、区民サイドから見ると分かりづらいということは確かにそうなので、その辺も調整しないといけないと思っています。

というのは、極めて参加する人数が少ないのです。法人の事業として、1人ないし2人を残していただくとなると、それなりの人件費を払わないといけないので、それを参加者で割った形の利用料設定にならざるを得ないのかなというふうに思っています。そうするとかなり高くなってしまいます。

そういう中で、そこにまた区の事業としてお願いしてしまうというのは、そこまではできないのかなというところがありまして、学童クラブのときからも含めて、保育園の延長保育みたいな考え方になりますが、ある程度、費用はかかっても、ニーズがある方についてはそういう形でやっておりますので。現在も1回800円というところもありますし、安いところだと月で2,000円というところもあるのです。2,000円から6,000円ということなので、それをどういうふうに区としてやっていくのかというのは今後の課題だと思います。一律にこの値段でやってください、としてしまいますと、区でその分を補填することになり、事業委託をして、あとは個人の方も利用料等をどれだけ負担していただきたいということになるので、今のところ6時ということを進めてきていて、プラスアルファのサービスということになっていますので、そこが課題だというふうには認識しているのですが、今回のところでは今までどおりの対応になっております。

委員長 ということは、今、33校中の2校は6時までしかやっていないということ。

次 長 はい。

委員長 それと、今回新しい制度の場合でも、延長は、自分は6時まででいいという、そういう選び方もできるんですか。

学校地域連携担当課長 はい。

委員長 そうすると、費用はかからない。かかるのか。

学校地域連携担当課長 5時までですとかからないのですが、6時までだと。

委員長 その分だけかかる。

学校地域連携担当課長 はい。今、検討しているところは、現行の学童クラブで4,800円という金額を徴収しておりますので、このうちの、こちらの6ページにもございますが、育成料が2,800円、おやつ相当分ということで2,000円で、合計4,800円を徴収しておりますので、ここの部分、おやつの部分プラス育成料で、ど



のぐらいにしてきたというところを考慮しております、4,800円は超えない形で考えてございます。

委員長 ということは、利用者の方は17時で終わってしまうか、18時までかという選択ができるということですね。

学校地域連携担当課長 はい。

委員長 そのときの費用はそういうふうになるというのを、きちんと説明していただければいいと思います。

学校地域連携担当課長 現行も、そういう形でご理解いただいて利用していただいているということです。

委員長 分かりました。

青木委員 基本的なことですけれども、この延長時間も含めて、保健室とかの対応はどうなっているのですか。

学校地域連携担当課長 けがをしたとか。

青木委員 そうです。けがをした場合の対応。ここでケアをしてもらえるのか、直接病院に行くか。

学校地域連携担当課長 程度によろうかと思いますが、その場で応急処置はとらせていただきながら、すぐ救急車を呼んだりとか、病院が近い場合は病院にすぐ連れていったりとかというふうなことで対応させていただきます。

青木委員 専門の方は、一応、いらっしゃる形で。

学校地域連携担当課長 資格としては、保育士であったり、子どもを見るということですので、医療的な部分での専門の者はいない状態でございます。

青木委員 でも、基本的に応急処置はできるという形。

学校地域連携担当課長 はい。

青木委員 分かりました。

次 長 学校の管理下にある事業ではないので、学校の中でやっているのでも今申し上げ

たような対応を原則的にはしなければならないのですが、実態面を申し上げますと、養護教諭の方がいらっしゃる、実際に学校の子どもがけがをしたということであれば、学校管理下ではないですけれども、けがの措置とかそういうのは学校と連携して対応しておりますので。その辺は余り広げてしまうのも、学校の仕事を広げてしまうので難しいのですけれども、実態面ではそういうふうにご協力をいただいています。

青木委員 現場の方にご協力いただいていると、分かりました。

委員長 ほかにございますでしょうか。

では、なければ、内容としましては、前々回からずっと打合せしておりますので、ご承知と思いますので、お諮りいたします。

日程第一 議案第20号については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

#### ○報告事項

1. 平成25年度教育委員会が行う点検・評価に伴う、外部評価の報告と二次評価の審議について

(庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成25年度教育委員会が行う点検・評価に伴う、外部評価の報告と二次評価の審議について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 平成25年度教育委員会が行う点検・評価で、外部評価委員の意見がまとまりましたので報告させていただくということと、二次評価についてのお願いでございます。

教育委員会が行う点検・評価につきまして、別紙のとおりでご報告させていただきます。

先に、二次評価の関係でございますけれども、この二次評価の方で、「別紙2」をご覧いただきたいと思うのですが、こちらは例年書いていただいている内容なのですが、まず、こちらの方を8月12日月曜日までに各委員の皆様から提出いただきたいということで、先に厚かましいお願いでございますが、別紙2の書き方でございます。

二次評価の下のところ「評価評語」、こちらに関しましては、上段に書かれておりますとおり、「達成」「前倒し」「順調」「事業移行」「(一部)遅延等」という形で選んでいただきまして、「評価評語を補足するコメント」、これに

については、いただいたものを総合して、事務局の方でまとめたものを著していき  
たいというように考えてございます。

昨年まとめた言葉といたしましては、「子どもの変化・成長に注目し、継続・  
改良を進めていく」ということを著させていただきました。

その下の欄は、各施策に対してコメントをお書きいただきたいと思います。よ  
ろしくお願ひしたいと思います。

別紙3で、昨年の一次評価、外部評価、二次評価といったところを著させてい  
ただいております。平成25年度の評価については、外部評価までを参考に本日  
お渡しさせていただいております。

この関係でもう1つ、先日、外部評価委員の方々からのコメントがまとまりま  
したのが、「別紙1」でございます。

外部評価委員の方は、先日もご紹介いたしました、元教育長の松澤委員、花  
岡委員、森委員、こちらは小P連の会長さんで、常盤委員、中P連の会長さんで  
ございます。こちらの4名の委員の皆様からのコメントを事務局の方でまとめた  
ものが、この「別紙1」でございます。

粗々のところでご紹介いたしますが、重点1「豊かな心と健やかな体の育成」  
ということで、評価評語は「継続」でございます。

「施策の狙いが明確であることは評価できる。成果を分析し、効率化の視点か  
ら見直しをするとさらに良い」というような言葉をいただいているのと、体力づ  
くりの推進、環境活動、キャリア教育、そのほかに、交通事故が多発する中で、  
体育や日常生活の中で子どもが瞬時に自分の身を守るための瞬発力を鍛える指導  
の検討をお願いしたいというようなコメントをいただいております。

重点1-2ということで、こちらは「個に応じた特別支援教育の充実」という  
ことで、「継続」の評価をいただいております。中のコメントのところでは、  
「普通学級に在籍しているが特別支援を必要とする子どもへの対応を特別支援ア  
ドバイザーや巡回指導講師等を利用して拡充することを望む」というようなコメ  
ントをいただいております。

2ページをご覧いただければと思います。

2ページの重点2「確かな学力の育成」のところでは、評価評語は「拡充」と  
いうことでいただいております。「板橋区独自のフィードバック学習教材を使用  
することは高く評価する」というところで、その「フィードバック学習の記録  
を教育支援センター事業として取り組み、記録の蓄積と子どもがより広範囲の問  
題に取り組むシステムの構築を充分検討していただきたい」というようなコメ  
ントをいただいております。

最後の段落になりますが、オープンスペース方式・教科センター方式は、「学  
校側の評価をきめ細やかに行い、有効に活用している事例があるならば伝播させ  
ることが必要だ」というコメントもいただいております。

「読書活動の充実」ということで、重点3では「継続」という評価をいただい  
ておまして、「司書の特性を活かした学習活動や読書活動をより一層充実させ、  
授業改善につなげることを検討すべきである。」それと、「ボランティアを活用

して、足を運びたくなるような図書館環境をつくり、授業時間を利用してでも子どもに読書習慣を身につけるように取り組んでほしい」といただいております。

3 ページでございます。

重点4ということで、「教員の指導力向上」ということで、「改善」ということでございます。

「教育支援センター設立の準備不足が目立っているように思われる。」「学校からの意見を取り入れることが重要である」ということと、「ICT教育研修に関しては、授業改善を目指して、外部研究者、実務者と教育委員会事務局担当者、学校の教員が連携して研修内容を検討する必要もあろう」というご意見をいただきました。

重点5の「家庭における生活習慣の形成支援」、これに関しては「継続」ということで、「小学校入学前に身に付けたい10の生活習慣」拡充版は成果が見られる」ということと、その後の後段で改善に向けたコメントをいただいております。

家庭に対する支援については、「継続的に啓発活動を行い、動機づけをすることが必要である。」最後の段落ですが、全体として、「施策はすばらしく計画は順調であるが、成果を明らかにし、その検証をしっかりとっていくことを望む」という形でいただいております。

次ページでございますが、重点6「地域人材による学校・家庭支援の促進」ということで、“あいキッズ”については、「学童クラブと一般登録制度の課題を整理し、一体化を図ることが必要。」というところで、今、議論したところでございますが、「学校支援地域本部事業については、地域の人と学校の連携が重要」「取り組みについては、学校現場の視点を大切にしながら、学校からの意見を取り入れることを忘れてはならない」という意見をいただいております。

重点7の「安心・安全で魅力的な学校環境の整備」ということで、評価評語は「継続」でございます。

これに関しましては、「学校の適正規模・適正配置について、災害時の地域活動等も考慮し、学校選択制の見直しも含め、指針を明確にした上で取り組むべきである」「子どもの視点で考えることも重要である」というような意見をいただいております。

次ページの5ページですが、重点8ということで「教育委員会の改革」ということで、「継続」という評価評語をいただいております。また、「教育委員会事務局の学校現場や近隣地域での事件や事故等の情報公開については評価できる」「今後、施策に関する情報提供を更に進め、教育委員会からの一方通行にならないように、保護者等が意見を言い易い環境整備も進めてほしい。」

最後のところですが、「縦割り意識」という言葉がありました。これはヒアリングの中であった言葉でございまして、学校と教育委員会事務局、これが一体となってというような意識で委員の方が発言されたところでございまして、その「縦割り意識を克服し、組織として教育行政のプロフェッショナルを目指す必要がある」ということとお言葉をいただいております。

緊急時対応ということで、「いじめ問題」については「継続」ということで、「いじめの状況は子どもたちがよく知っているため、子どもが信頼して教員に相談できる関係の構築が必要である」「コミュニケーションが上手くとれるよう専門家から話を聞くなどの研修体制の充実も必要だ」というような意見をいただいております。

最後のページですが、「体罰問題」といたしまして、こちらも取り組みは「継続」ということで、「学校への通達だけではなくならないのが現状である。体罰の調査をするにあたっては、学校側からの報告を必ず提出させる」ここには「受けるように」と書いてありますが、そういうような意味合いでお話がありまして、具体的な内容や対応については直接学校に行って把握することが望ましいというようなご意見をいただきました。

緊急時対応に関しましてもう1点。「交通安全対策」ということで「継続」ということですが、「事故に対する意識啓発として、事故の態様や発生件数等を児童・生徒だけではなくて、保護者へ周知するとよい。学校と保護者が主体となって通学路の定期点検を行い、事故発生を防止する必要がある」というような意見が挙げられてございます。

これが、外部評価委員の皆様からいただいた概略でございます。

全文はこちらの形で、外部評価として冊子の方には入れさせていただきたいという考えでございます。

これらを参考にしていただきまして、二次評価の審議につきましては、8月27日、次回の教育委員会において審議・決定させていただきたいというように考えてございます。

それと最後に、今後のスケジュールということで、本日を経まして、9月10日に庁議報告を行いまして、9月12日に教育委員会としての二次評価の決定、9月30日に区議会に報告させていただきまして、10月下旬にホームページで区民に公表していきたいというように考えてございます。

説明は雑駁でございますが、よろしく願いいたします。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。  
ということで、例年どおりメールで、用紙などをいただいて、送り返すということ。

庶務課長 はい。

谷田委員 実際に、これは12日までに提出させていただいて、27日に報告が出てくるとすると、それはちょっと前にいただけるのですよね。

庶務課長 はい。必ず2週間前にはお出ししたいと思っています。

委員 長 よろしいでしょうか。結構、量もあるので大変かと思いますが、よろしく願

いたします。

○報告事項

2. 退職学校医等への感謝状贈呈について

(学一1・学務課)

委員長 では、報告2「退職学校医等への感謝状贈呈について」、学務課長から報告願います。

学務課長 では、学一1「退職学校医等への感謝状贈呈について」でございます。

「板橋区学校保健事業にかかる感謝状贈呈要綱」に基づきまして、平成24年度に退職したご覧の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校医会の副会長であったこちらに記載の8名の方々に学校保健へのご尽力に対しまして感謝状を贈らせていただくものでございます。

簡単でございますが、以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

これも毎年やっていることですので問題ないかと思えます。特に32年とか29年、大変長い間お世話になりまして、ありがとうございます。

○報告事項

3. 入学予定校変更希望制の適用除外校について

(学一2・学務課)

委員長 では、報告3「入学予定校変更希望制の適用除外校について」、学務課長から報告願います。

学務課長 続きまして、学一2「入学予定校変更希望制の適用除外校について」でございます。

入学予定校の適用除外校について簡単に確認させていただきますが、平成26年度の新入学児童・生徒から学校選択制に代えて新たに導入いたします入学予定校変更希望制につきましては、第12回、6月27日の本委員会で規則の改正について既にご審議いただきましたが、これに関連しまして、今回のこの制度には、適用除外校という考え方を取り入れているところでございます。

これは、通学区域内の児童・生徒が受入可能数を超過している、学校の施設状況もかなり厳しく抽選しても当選が出ない、繰り上げが難しいと、こういったものがあらかじめ想定される学校については変更希望の対象から除外するという考え方のものでございます。

記書きの方でございますが、今回、小学校におきましては、ご覧の3校、志村第二小学校、北野小学校、成増ヶ丘小学校を適用除外校とします。

一方、中学校につきましては、当初から部活等の希望の関係もございまして慎重に判断すべきという考え方を持っておりましたので、今回は適用除外校は決定

しないということにさせていただきました。

なお、資料にはございませんが、ちょっと内容を確認させていただきますと、志村第二小学校の場合は、今回は学校側としましては受入可能数が3学級98というふうに考えていたところ、通学区域内の児童・生徒で、現在、100名と超えてしまっていることと、昨年も抽選校で繰り上げなしといった状況がございましたので、今回、適用除外校として設定させていただきます。

また、次に北野小学校でございますが、今回、一応、学校側としましては、受入可能数を4学級130というふうに想定してございましたが、入学予定者といえますか、区域内の住民登録数が145名ということで上回っている。北野小学校も昨年、抽選校でございましたが、北野小学校は、たまたま通学区域内のお子さんの転出がありましたので繰り上げはありましたが、実際上の繰り上げは、ほぼなかったということで、今回、適用除外といたします。

また、もう1校、最後の成増ヶ丘小学校でございますが、こちらの方も受入可能数は3学級98名という形で想定しておりましたが、通学区域内のお子さんの人数が101名ということで、こちらの学校も、昨年、抽選校で繰り上げなしといったような状況も含めて判断いたしました。

いずれの学校も、学級増等を行うには学校内の空き教室が非常に厳しいということで、今回、この3校を適用除外として設定させていただくものでございます。

参考までに今後のスケジュールでございますが、こういった受入可能数、もしくは適用除外といった情報も含め、また、今回、制度改正もありましたので、改正の内容等も詳しく記載いたしました冊子になっております「新入学の案内」というものを、小学校の場合は8月23日に郵送で、中学校、新中学校ですから現在小学校6年生向けにつきましては、新学期早々の8月26日に学校で配付といったような手順で始まります。

ご覧のように、この変更希望制度の締め切りが10月に行われまして、公開抽選が、小学校がこの日付、中学校が11月に入って実施、小学校の場合は、この後、就学時健診といったようなスケジュールで進むというところでございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。  
この適用除外校の場合であっても、兄弟が行っている場合は。

学務課長 兄弟は、一応、希望できるということにしています。

委員 長 兄弟が行っているというので若干気になりましたのが、常盤台小学校は、結構、電車通学が多いではないですか。

学務課長 はい。

委員 長 今は、基本的には、電車通学での学校選択はできないはずなのですが、

兄姉が行っていると永久にそれは続いていけることになるのですか。

学務課長 公共機関、バス、電車通学自体は明確に禁止してはいないところです。  
常盤台の場合は、もともと通学区域外の方が多かったので、その方のさらに兄姉関係で弟がとなってきましたと、今、隣接校のみにしているのですが、しばらく弟・兄姉の関係は続くということになります。

委員長 特に常盤台小学校としては、それが問題になるようなことはないですか。要するに、電車通学が何人かいるということが。

学務課長 学校側から、特に電車通学に対する課題というのはお聞きしないところですけども。

次長 通学時の安心・安全ということで、遠隔の通学ということについては望ましくないという考え方が基本的に今回確立されましたので、できるだけ地域の学校にということなのですが、兄弟関係を分けてしまうというのも、また、ご家族にとっても大変負担になるので、その辺は何ともあれですが、基本的には兄弟関係は尊重するという考え方でやっておりますので、兄弟がなくなるまで10年ぐらいかなというふうに思いますが。

委員長 ほかにご意見はございますでしょうか。

(なし)

委員長 なければ、報告4に移ります。

#### ○報告事項

4. 板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施について

(生一1・生涯学習課)

委員長 「板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、生一1「板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者の評価委員会による評価の実施について」ご説明をさせていただきます。

評価実施の目的でございます。

少年自然の家八ヶ岳荘の指定管理者の業務に関し、指定管理者制度導入目的等にのっとり、適正に管理運営されているか、客観的な第三者を含めた評価・検証を行いまして、その結果を施設の管理運営に的確に反映させるというものでございます。



指定管理者は、西洋フード・コンパスグループ株式会社でございます。

指定管理期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

実施時期ですが、第1回目の評価委員会としましては、9月2日。これは現地調査及び指定管理者に対するヒアリングを予定しております。第2回目の最終的な総合評価の日には、10月11日午前中を予定しております。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

1、指定管理者の概要というところでございます。

この西洋フード・コンパスグループですけれども、企業や学校の食堂運営や、サービスエリア、ゴルフ場のレストラン運営など、フードサービス事業を軸に、保養所やホテルの施設管理運営業務についても幅広く展開し、実績を伸ばしております。

4番の施設の利用状況をご覧ください。

平成18年度から運営しております。第2期目でございますけれども、中学校の移動教室や一般利用者からの苦情やトラブルもほとんどなくて、概ね適正に管理運営されているところでございます。

5番目の予算決算の推移は3年間を表にしてございますが、収支状況は良好でございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目をご覧ください。

こちらが、指定管理者制度の導入に当たっての導入に対するモニタリング評価に関する区としての基本方針を定めたものでございます。これに従いまして、今回の評価を実施させていただきます。

3の(3)に「指定期間の中間年に実施」と記載されております。今回、これに従い実施するものでございます。

④、⑤により、財務状況及び労働条件の審査も実施いたしますが、これにつきましては4ページの5、「財務状況及び労働条件の点検」に詳細に記載していただきまして、外部専門家に委託することになります。

続きまして、何枚か飛ばして13ページをご覧ください。

八ヶ岳荘の指定管理者評価委員会の設置要綱でございます。

第2条により、5名で評価委員会を設置いたします。具体的なメンバーといたしましては、15ページに名簿がございます。谷田委員につきましては、両日にわたり大変ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

青健及び中P連の2名が外部委員でございます。さらに、17ページからが八ヶ岳荘の評価に関する要領でございます。先ほどの区全体の方針に基づいて、細かく規定されたものがこちらになります。

採点等の評価の方法についても記載がありますので、ごく簡単に説明いたします。

総点数が600点満点になりまして、50%の300点未満でございますと、区として改善を求めていくことになっております。

この評価結果の公表につきましては、ホームページ等で公表することになって

ございます。

あと、23ページから25ページに税理士会との協定書と特記事項、そして27ページ、28ページに社会保険労務士会との協定書が載っておりますので、後ほど、ご覧になっていただきたいというふうに思います。

簡単でございますけれども、ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。  
特にご意見がなければ、報告5に移らせていただきます。

○報告事項

5. 平成24・25年度 板橋区青少年問題協議会 中間報告

(生一2・生涯学習課)

委員長 「平成24・25年度板橋区青少年問題協議会中間報告」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生一2」をご覧ください。

今期の板橋区青少年問題協議会につきましては昨年10月25日に開催されまして、全体会2回と小委員会4回を開催してきました。教育委員会では、昨年9月の第17回教育委員会で、開催について報告をさせていただいております。

協議会の概要は、青少年問題に関する総合施策の樹立について必要な重要事項を調査・審議することなどの記載の3点でございます。

協議テーマにつきましては、「「家庭・学校・地域の新たな連携の方策について」～地域における青少年健全育成のあり方を求めて」というものでございます。

改めて、なぜこのテーマにしたのかということを中心に説明させていただきます。

まず、平成18年の国の教育基本法の改正や「いたばしの教育ビジョン」において、学校・家庭・地域の連携についての必要性がはっきり示されたわけでございます。

そして、その実現のための「いたばし学び支援プラン」において、あいキッズや学校支援地域本部などの学校を中心とした新しい施策が重点施策として位置付けられ、事業が展開しております。

板橋区では地域の各団体等による青少年を対象とした事業も活発でございまして、双方による連携のあり方について、また、新たな連携について検討することが必要になっているところでございます。

裏面の方をご覧ください。

協議経過につきましては記載のとおりで、大体、2カ月に1回のペースで開かれてまいりました。

2回目の会議以降、子ども・若者の現状や区で実際に実施している青少年健全育成事業の状況、各団体の活動内容と課題についてご報告や意見をいただいております。

これまでの会議の中では、小委員会の委員は地域や学校で多くの活動を実際になさっておられる方々でございますので、具体的な課題やよい結果が出ている事業についての報告がされておりますので、幾つかご紹介させていただきます。

例えば、課題という点でございますが、事業に協力をいただく人材がなかなか集まらず、保護者を地域の事業にご協力いただく有効な策はないのかというものや、地域の事業にボランティアで参加したいけれども、どこに聞いていかよくわからなかった、もっと情報提供の方法を工夫してほしいというような意見がございました。

また、よい結果につきましては、例えば青少年委員さんの行っている事業とPTAの事業を連携して同時開催することにより事業内容が非常に豊富になったり、参加人数も大変多くなり、内容的にも満足いただいたというお話とか、あるいは、あいキッズ、学校支援地域本部、いきいき寺子屋の実施団体や関係者が一堂に会して会議を行ったことにより、お互いの活動内容を理解できたという話がございました。

そして、現在、家庭・学校・地域の新たな連携の方策を導く目指すべき方向について、5の今後の協議内容に記載しております7点の方向性について確認されております。今後、この7つの方向性に基づきまして、協議スケジュールにお示ししております日程で具体的な方策等についてご協議いただき、まとめていくこととなります。

以上、具体的な方策をこれから検討することになりますが、協議の中で出された課題やよい事例などを踏まえて小委員会で具体的な方策を検討し、来年2月にはまとめて提言を決定する予定になっております。最終の提言につきましては、3月の全体会の後に教育委員会にてまたご報告をさせていただこうと思っております。

板橋区青少年問題協議会の中間報告についてご説明をさせていただきました。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 会議録がアップされていたので見させていただきました。皆さん、すごく熱心に話し合いを重ねていただいているので、今回は、ことに具体的に結果を出したいというご意見がすごく多かったように思いました。

これからまた小委員会を重ねて、具体的に活動として実現できるようなものをぜひ出してほしいなと思いました。

生涯学習課長 ありがとうございます。

谷田委員 いい具体例が出ていると思うので、その小さな具体例なんですけれども、ぜひ、それが上手くいっている理由を、突っ込んで皆さんで考えていただくと支援や水平展開がしやすいと思います。

生涯学習課長　今回、委員の方々は、かなり具体的に現場に携わっている方を中心に構成されておりますので、なかなか細かいところまで目配りしていただいておりますので。いわゆる抽象的な方向性というよりは、ここをこうした方がいいという話が出てきておりますので、少しそういうふうな具体的な部分についてまとめていけるように努力していきたいと思えます。

委員　長　先ほどお話の中にありましたように、ボランティアをしたいけれどもどこに行ったらいいかわからないというのは、実際には、そういう方がやっているかどうか分からないですけれども、そういったような方の意見もできるだけ取り入れていただけるとよろしいのではないかと思います。

生涯学習課長　はい。

○報告事項

6. 学校ネットパトロール事業の実施について

(指一1・指導室)

委員　長　それでは、報告6「学校ネットパトロール事業の実施について」、次長から報告願います。

次　　長　本日、指導室長が議会の随行で新潟の方へ出張しておりますので、私の方で、代わって報告させていただきます。

資料「指一1」です。「学校ネットパトロール事業の実施について」というものでございます。

昨年度、試行ということで1カ月間実施をいたしました。ある一定の有効性が確認されたことから、本教育委員会の中でも実施できないかというような強いご意見もいただいたところでございます。

通年実施するのが本来は望ましいのですが、財政的な事情もありまして、これから申し上げるような内容で今年度はやらせていただきたいというふうに思っております。

まず、実施の期間ですが、9月から11月の3カ月間です。

9月には、区立全小・中学校と天津わかしお学校、計77校を対象といたします。10月、11月については、中学校を対象といたします。

実施の内容ですが、9月は検索及びリスト化を開始時に行い、以降、毎日、新規検索及び更新監視業務を目視により実施。必要に応じ、緊急対応や削除依頼代行を実施するというものでございます。

10月、11月につきましては、検索、リスト化及び監視の実施を月2回、また、監視のみを月6回実施いたしまして、ほぼ週2回、目視による監視と緊急対応や削除依頼代行を実施するものでございます。

9月については、夏休み明けということもありまして色々と想定されるので、そこはきっちりとやらせていただいて、10、11月については中学校のみにな

りますが、継続した監視を行うというような対応で考えております。

5、ネットパトロールの概要ですが、昨年度と基本的には同様でございます。問題事例に応じて、ネット等を規定回数で監視し、結果を教育委員会へ報告するものでございます。

リスクのレベルにつきましては、これも前年度と同様で、高レベルは「緊急に対応が必要」ということで、犯罪等の関係、あるいは個人情報の侵害ということで、削除依頼等を緊急に行うものでございます。

また、中レベルは「削除や指導が望まれる」ものとして、書き込みをそのままにしておく問題となる可能性があるものについての対応でございます。

低レベルとして「注意する、見守る」ということで、ここの部分が前回も大変多かったわけですが、高、中のリスクレベルには満たない書き込み等について継続監視するというので、見ていると、去年は児童・生徒が自ら情報を出していくというようなものが大変多かったように思ったので、その辺は学校の指導の中で対応していくということで、今年度もその様子を見たいと思っております。

その他としまして、パトロールの結果を踏まえて、これを活用した指導方法等について、生活指導主任研修等で扱っていく予定でございます。

なお、参考でございますが、委託で行う予定でございますが、経費についてはこれから契約になるのですが、100万前後という形を見込んでおります。去年はキャンペーン期間として10万円、今年はそういう形になります。

今後の財政状況にもよるのですが、来年度以降についても予算要望して調整していきたいと思っております。

以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 実施できてよかったと思いますので、当然、これをやって何も無いのが一番いいのかもしれませんが、色々見えてくる部分があって、それを参考にして、ぜひ、定期的に、定例的にまたやっていくことが私は必要ではないかなと思っております。

高野委員 最近見る事件でツイッターでつぶやいたことが、後々、とんでもないことになったりとか、色んなことがあって、こういうものの恐さというのを子どもたちに教える、理解してもらって正しく使えるようにということで、費用は去年よりかかりますが、実施していただいて、来年以降もずっと続けられるといいなというふうに思いました。

委員長 問題が起きてからより、きちんといつも定例的にやっていくのは結構だと思います。

こういうことをやっているということも、しっかりPTAさんにもPRしていくといいのではないかと思います。

青木委員 システム自体がよく分かっていないのですけれども、区内を対象にというのは、専門の業者さんで、その辺が特定できる形をとっているということですか。

次長 具体的な学校名、あるいは、その学校の子どもたちが呼んでいるニックネームみたいなもの、そういうキーワードを幾つか学校から登録していただいて、正式名称も含めて、そこを検索していくということになっております。

青木委員 大学でもあるんですけれども、未成年者の喫煙と飲酒問題ということがあって、呼び出して事情を聞いてみると、自分をただアピールする意図で実際には喫煙も飲酒もしていないというケースが私の周辺で2、3出てきていますので、小・中学校ですからその辺は大人ぶりたいという例なんかもあるとは思いますが、懲罰対象となるようなことをわざわざ何で自分から言わなければいけないんだ、という例もあるので、その辺も含めてご検討いただければ。

次長 インターネット上にそういうことを書くということも事例として聞いておりますので、生活指導に活かしていくということも大事だと思います。本当におっしゃったとおりだと思います。

#### ○報告事項

#### 7. 板橋区教育支援センター実施計画（案）について

（指一2・指導室）

委員長 では、報告7「板橋区教育支援センター実施計画（案）について」、次長から報告願います。

次長 それでは、指一2「板橋区教育支援センター実施計画（案）」でございます。まず、表紙のところに記載させていただいておりますが、この板橋区教育支援センターの計画につきましては、教育支援センター運営会議というのを立ち上げまして検討を重ねてきたところでございます。

具体的には、研究・研修・相談・組織施設の4部会で検討を進めてまいりました結果を本日報告させていただきまして、できれば、8月の教育委員会で本日のご議論、あるいはこの後のご意見等を踏まえた形で教育委員会の方針として、計画として固めていただければというふうに思っております。

内容に入ります前に、22ページの後に運営会議の設置要綱等がついてございますので、これに基づきまして検討させていただいたところです。

ページを1つめくっていただきますと、最終ページですが、運営会議の委員ということで最新のものを書かせていただきました。

私が議長で、指導室長が副議長ということで、関係の課長、それから、それぞれ校長会でご推薦いただいております先生方にもお入りいただきまして、運営会議を設置してございます。

また、この下の4部会ですが、事務局のレベルでいいますと係長レベル、あるいは教育相談所の相談員等にお入りいただき、また、教員の方は実際の教育をされている方等もお入りいただきまして、各部会でご検討いただいたものをまとめましたので、本日も報告させていただきます。

開いていただきまして、最初の見開きのところですが、これは今回ご提出します実施計画、それから昨年まとめさせていただきました基本計画、これを合わせまして、今後の教育支援センターの概要ということで示させていただいているものでございます。

板橋区の教育支援センターについては、左側にありますように板橋区立学校の授業改善の推進という位置付けで進めさせていただきたいと思っております。

また、それぞれ研修・研究・相談の3つの事業につきまして、今回、教育支援センターで取り組みます目玉となりますそれぞれの事業について記載をさせていただいているものでございます。

また、左下のところですが、研修と研究につきましては、教員の利用というのを最大限配慮しまして、研修・研究のところについては平日は夜9時までオープンするという体制をとらせていただいて、かつ、常駐の相談員といいますか、スタッフを配置しまして、研究・研修の手助けの支援も行うというような体制をとってございます。

相談のところにつきましては、新たに取組む事業といたしまして、教育総合相談という位置付けをとらせていただいております。

これは本部の方にもございますが、従来は教育相談所による相談、あるいは指導室のSTARTの相談、また、フレンドセンターの相談等、それぞれのセッションごとに行っておりましたが、それを1つのものとして束ねまして、それぞれ個別的な対応はいたしますが、全体として相談を捉えて、また、それを研究・研修、あるいは実際の教員の指導に活かせるようなフィードバックの体制をとっていきたいと思っております。

右側に記載してございますのが教育支援センターの基本方針ということで、基本計画に記載のとおりでございます。

今回は、右上にありますように、地域・企業・大学と連携し、オリジナリティあふれるランドマークとしての「子どものための教育支援センター」をつくり上げていきますということで、子どものための教育支援センター、授業改善をすることによってそういうものをつくっていくんだというコンセプトを示させていただいております。

右下のところですが、これが新たに検討の中で出てきたものでございまして、先ほどの青少年問題協議会の報告とも重なる部分がございますが、地域の方々による学校・園の支援ということで、保護者や地域の方々による学校の支援をする体制を整えていくということで、ボランティアや人材育成の体制を支援センターで整備していきたいというふうに考えてございます。

特に、ボランティアをやりたい人と、やってほしい人という部分でのミスマッチがあるかと思っております。その辺で、どういうことを学校が望んでいて、どういう

ことをわきまえていただいて指導・協力に入っていただくかというようなことをきちんと研修して、それを最低限守っていただく。結構、個人情報ですとか近所のお子さんを知っている人がいたりとか、色々、問題がありますので、そういうことも問題にならないような対応の仕方というのをきちんとここで研修させていただいて、そういう人材を学校支援の人材としてコーディネートしていきたいというふうに考えております。

実際に、内容についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

計画の位置付けのところについては基本計画と変わりません。「板橋区基本構想」「板橋区基本計画」「いたばし未来創造プラン」と整合性を持たせつつ、「いたばしの教育ビジョン」、また「学び支援プラン」に基づいて教育支援センターの実施計画をつくっていくという流れは変わってございません。

続いて2ページですが、教育支援センターの必要性について記載させていただいております。これは基本計画と共通する部分がございますが、こちらは、再度、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭のところで新学習指導要領が小・中学校とも導入されたということで、子どもたちの成長というのを考えたときに、「生きる力」をより一層育み、「確かな学力」「豊かな心と健やかな体」「知・徳・体のバランスのとれた成長」ということで、国でも示されておりますし、「いたばし学び支援プラン」においてもそれと同様のことが目指されておまして、特に教員の資質と能力の向上を目指していく必要があるということで、質の高い授業、授業改善に向けた研究・研修が極めて重要になっているという状況です。

特に、その背景には、若い教員が増えてきたという大きな状況の変化がありまして、各学校・園だけでは1人1人きめ細かな対応をしてくことは難しいという現状がございます。

また、授業改善の1つの方策として、ICTの技術が、今、かなり授業に高い効果が出るというようなことも言われております。板橋区におきましては23区の中でも後発の部分になっておりますが、学校のICT環境整備についても喫緊の課題ということで、このセンターの事業として位置付けて、指導力の普及、向上に努めていきたいと思っております。

「一方、」のところですが、先ほど申しあげましたように、相談の事業につきまして、また、これもかなり複雑化している状況がございます。

また、教員についても、今申しあげましたような状況から、児童・生徒や保護者との対応について悩んでいたりと、授業づくりが上手くいかないなどの相談もかなりございます。こういったものを束ねまして、教育支援センターでは研究・研修・相談の3つを有機的に機能させて学校支援を行っていくということを基本的に設置していきたいと思っております。

「さらに、」のところ記載してございますが、学校・家庭・地域・社会の相互連携というのが学校の活動にとっても必要となっておりますので、学校を支援する人材を育成していくという教育支援人材コーディネート事業を立ち上げてい



きたいというふうを考えているところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

施設設備の状況です。

センターにつきましては、現在改築中の南館の6階に設置する予定で、廊下を渡りまして、この北館になりますが、6階には教育委員会の事務局が同じフロアに並ぶという形になっております。5ページの右の表を見ていただきますと、そういう形になっております。

まず、大研修室ですが、140人収容の大きな研修室で、間仕切っても使えるような研修室を考えております。

続いて、左上の小研修室ですが、30人程度が収容できて、模擬授業などの、実際の研究・研修ができる部屋を考えてございます。

また、その上に自由研究室（資料室）を設置いたします。

また、右下の方ですが、メディアセンターということで、視聴覚媒体や教育の資料など、最新の情報をそろえたもの、あるいは印刷機とか大型コピー機など、教材を作成することの支援ということをしていきたいと思っております。また、教科書の展示をするスペースもこちらに設けたいと思っております。

相談エリアは南館の下の方になりますが、小さな相談室が4カ所、また、中規模の相談室が3室、プレイルーム的な大きな相談室が1部屋ということで、規模の違う相談室を複数設置する予定でございまして。

左側の北館ですが、教育委員会事務局ということで教育長室が載っておりますが、教育委員会室が一番下の方になりますが、設置する予定でございまして。

6ページ、組織体制ですが、センターでの組織体制につきましては、センターの部分だけ先行して決定してまいりますと全体的な調整が必要になってまいります。そういった意味で、教育委員会事務局の全体の再編についても視野に入れた形で、平成27年度の組織改正まで引き続き検討させていただきたいと思っております。

また、学務課で特別支援教育係が行っている事業についても、引き続き、移行について検討を行っていききたいと思っております。

業務といたしましては、管理業務、研究・研修の担当業務、相談業務ということで整備させていただいております。なお、管理業務のところに教育人材支援コーディネート事業ということで入れさせていただいております。

運営方針です。

こちらについては、今後の社会経済情勢の変化などに対応できるものとして、教育現場に、迅速にそのような状況を反映できるような運営をしていきたいと思っております。また、「いたばし学び支援プラン」に掲げられた重点施策についても、センターで担えるようなことを考えてございます。

また、繰り返しになりますが、「地域が支える板橋の教育」というコンセプトのもとに、学校支援の部分、また、地元の企業や大学関係者等との連携、そういうものを総合して、他の区には類を見ないオリジナリティあふれる子どもたちのための教育支援センターをつくり上げていきたいと考えております。

先ほど申しあげましたように、利用時間については、研究・研修の部分は夜9時まで、相談につきましては5時までというふうに考えてございます。

ただし、相談については、土曜日にも実施していこうと思っております。

研究・研修事業につきましては、板橋区で現在取り組んでいる部分に加えて、新たな課題ということで、喫緊の課題について記載させていただいております。体力向上、環境教育、人権教育、キャリア教育、学力向上について重点的に取り組んでいく予定でございます。また、研究奨励につきましては、研究奨励事業として拡充していくというふうに考えてございます。

さらに、教育の情報化に関する研究ということで、ICT化を活用した授業の研究を行うということによりまして、協同学習が促進される効果があるというふうに言われております。

私も、実際にデモの授業とかを見まして、自分の答え以外の答えが一覧して見るとか、こういう考え方をしている子がいるんだというような、なかなかいい面もございますので、それをぜひ活用していきたいと思っております。

また、大学や企業との連携で、共同で教育関係を受ける研究も行っていくというようなことも検討していきたいと思っております。

次のページに研究事業の一覧が記載してございますが、○が新規事業、●が拡充事業でございます。この部分について、今後、研究・研修ともですが、もう少し具体的な取り組みが見えるような形に事務局の方で整理させていただきたいと思っておりますので、8月下旬に提示する際には、この部分をさらに具体的に書けるようにしていきたいと思っております。

次のページ、10ページがメディアセンター、それから情報資料室、新たに設置される部分でございます。こちらについては、ビデオライブラリー、それからICT機器の整備、教育データベースの閲覧等を行っていく予定でございます。また、相談員の常駐というのも1つの大きな目玉になってございます。

研修でございます、11ページです。

こちらにつきましては、部会の中で38項目の研修が必要だという提案がございました。8事業を抽出いたしまして、センター開設前の平成26年度から実施していく。残りの研修につきましても、順次、計画的に開設後に行っていくという形で整理させていただいております。

また、中段のところに書かれております新学習指導要領の「生きる力」の一層の育みということを踏まえまして、先ほど申しあげました「豊かな心と健やかな体」「知・徳・体のバランスのとれた成長」に加えまして、食育についても重点を置く必要があるだろうということで、「知・徳・体・食」という形で位置付けていきたいと考えてございます。

また、その下でございますが、現在、大学におきまして教職員大学院が平成20年度から創設されておまして、教育支援センターでも福井大学の大学院と連携しまして板橋区の方で授業をしていただくというようなことで、単位を取得できるような仕組みについても検討していきたいと思っておりますし、他の教職員大学院との連携についても検討していきたいと思っております。

12ページ以降に整理させていただいておりますが、先ほどと同様、○が新規、●が拡充で、12ページが平成26年度から実施するもの、13ページ以降が開設後に実施するものということで記載させていただいております。

この内容につきましても、もう少し具体的な取り組みが見えるような形で整理させていただきたいと思っております。

14、15ページについては、現在やっている研修の体系について記載させていただいて、これももちろん教育支援センターの研修の枠組みの中に入れていきたいと思っております。

続いて、16ページですが、相談事業でございます。

相談事業の現況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、学務課で行っている特別支援教育相談、それから指導室で行っている学校緊急対応チーム（START）による相談、また、教育相談所での審理・言語の相談、また、不登校の対策等でフレンドセンターで行っているもの、あるいは、いじめの110番等々がございます。

こういうものを相談の連携ということで一堂に束ねまして、それぞれが情報を共有化することによって、より深い相談の対応ができるとともに、教育支援センターが行っております研究や研修にも反映していくというような体制をとっていききたいと思っております。

17ページは、相談の業務について個別に記載させていただいているものでございます。

Aの教育総合相談につきましては、今回、新たに整理させていただいたもので、STARTによるものをさらに拡充して、総合相談という位置付けで対応させていただきたいと思っております。

18ページ以降にそれぞれの相談について、新規、拡充について整理させていただいております。

19ページには「療育の在り方」ということで記載させていただいておりますが、これは関連部署との連携ということになります。

学校における様々な相談の中で、今、発達障がいに関するもの等が極めて多くなってきております。こういうものについて、関係部署、保健所、福祉部、子ども家庭部などと検討会を立ち上げましたので、そこで改めて療育のあり方については整理させていただきたいと思っております。

20ページには、その他の事業ということで記載させていただいております、先ほど来、ご説明しております教育支援人材コーディネート事業を記載させていただいております。

21ページには、学校支援人材の養成・研修の部分、それから、実際にその人材を学校で活用していただくための登録・活用、情報提供の部分について、記載させていただいております。

最後の22ページです。

センター施設利用ということで書かせていただいております。

センターの研修施設につきましては一般開放は行わない予定でございます。た

だし、研究・研修・相談に支障のない範囲におきまして、区内の教育関係者の団体、小P連、中P連、あるいは青健、青少年委員さん等の会議等でございますが、そういうところでは活用していただきたいと思っております。

また、センターの研修施設の利用に当たりましては、教職員が研修に来るのと、相談員の動線が重ならないように、極力配慮した運営をしていきたいと考えております。

一応、これが検討会でのまとめでございますので、本日、これをお示しさせていただきますまして、次回、8月27日の教育委員会の計画として、もう少し改善したものをご決定いただきたいと思っております。

そういった意味で、本日ご報告した内容について、ご意見等がございましたら、8月9日金曜日までにご連絡をいただきまして、それを事務局の方で調整させていただいて、教育委員会の実施計画に盛り込むように調整させていただきたいと思っております。

長くなりましたが、ご報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 メールでもお送りしたんですけれども、ざっと見させていただいた印象でいくつかお話させていただきます。

まず、ICTについてなんですけれども、板橋区を他区と比べても、遅れているとか、この部分に関しては、予算取りがどうしても必要な部分になるので、強調していくことはとても大事だと思うんですけれども、そもそもICTというのは、あくまでもツールで、これを使ってどういうことをしていくんだということが、なかなかこれはまだ見えていないという感じですね。そこをもっと深めていただきたいなというふうな印象を持ちました。

それから、もう1つは、協同学習なんですけれども、大分色んなところで協同学習を進めている学校が出てきていますけれども、この実施計画の中で、協同学習という表現とか言葉が少ないような感じがしたので、このあたりは考えていく必要があるのかなというふうに感じました。

あと、最後なんですけれども、これは、もしかしたら前にお話ししたかもしれないし、前も気になってはいたんですけれども、この見開きの、これがすごく印象として、最初に中を見て、こういう感じなのかなというふうになったときに、ここに3つ強調して、「ここに来れば」というのを使っているんですけれども、ここに来れば相談に乗るけど、来ない人は相談に乗らないみたいな、そんなような伝わり方をすると私は嫌だなというふうに思って、では、どういうふうな表現をすればいいかという、代案があるわけではないんですけれども、そんなに「ここに来れば」ということをそこまで強調しなくてもいいのかなという感じを、私は印象として感じました。

以上でございます。

次 長 ICTについてはおっしゃるとおりで、今、先生方の検討の中でも様々な議論がありまして、例えば、デジタル教科書を使ってやる授業について、効果が非常にあるというふうに評価される方がある一方、それに頼ってしまって教師の指導力が育っていかないのではないかという危惧をされている方もいらっしゃるの事実なので、その辺は少しこの教育支援センターと一緒に研究していただいて、どういう効果があって、どういうふうに板橋として導入していったらいいのか、デジタル教科書なんかはそうだと思います。

それ以外の、例えば電子黒板ですとか、書画カメラですとか、現物を見せるということについては、極めて効果があると思いますので導入というのは問題ないと思うのです。

その導入について障壁となる私ぐらいの年代の先生方のスキルアップという意味で、ICTについても書かせていただいております。

ですから、新しいICTの部分での教育というのをどうしていくのかというのと、今、現実に活用できて非常に便利なものをどういうふうに使っていくのかという、2つ課題があるのかなというふうに思っております、その辺は、実際にできた段階で、あるいは今もやらなければいけないことがいっぱいあるんですけども、取り組んでいく必要があるかなと思っています。

あと、協同学習については、各学校でかなり取り組んでいただいて、かなりベースができてきているのかなという認識がありまして、そういうベースの上での議論になっておりますので、もう一度、原点に立ち返った形で、どういう形で整理していくのかというのは、もうちょっと検討させていただければと思います。

あと、「ここに来れば」というのは、スタッフがいて、資料があって、相談スタッフもいるというようなことを強調して、せっかくこれだけのものを本庁舎の南館につくるわけですから、ぜひ、板橋の教員に活用してほしいという強い思いがありまして、ここに来てほしいという思いがどうしても出てきております。

ただ、これからICTの問題もあるのですけれども、実際の授業での教材ですとか、あるいはカリキュラムですとか、そういうものもデータベースとして蓄積して、学校で取り出せるような形も考えていかなければいけないと思いますので、そういった意味では、必ずしも来なくてもという部分もあるのかなというふうには思っておりますが、ぜひ、活用してほしいという思いで、ここに来てほしいというところで書かせていただいたので、そのところは検討させてください。

谷田委員 はい。

青木委員 谷田委員のを受けてなんですけれども、私自身が15年以上前から、このICT関係、本務校の情報教育研究センターで副センター長とかをやっていたので、大体、附属のいわゆる小・中とかも含めて、これの教員の教育にも行った経験が何度もあるんです。それで、ぜひ、お願いしたいのは、今まさにコンテンツの話になるわけなんですけれども、色々と、現場の先生方との議論というのは非常に必要だし、恐らく、先ほど出てきた福井大学という形もあると思うんですけど、

多分、最終的に大事なものは、最初にあるような「生きる力」というか、社会にどういう人材を送り出すのかという根本があるとしたときに、そういう教育モデルに対して積極的に展開しているというところに、私が所属しているから言うわけではないんですけども、私立大学情報教育協会というところがありまして、ここは、今、直接、文部科学省と組んで、国大協、要するに、国立や公立でできないような教育問題を、いわゆる私立ですから、小・中・高・大、連携してできるわけです。

そういう教育モデルを、もう早い段階からずっと展開してきていて、まさにロールモデル、いいモデルという、こうやって小学校から育ていけばいいだろうと、そのロールモデル（参考なるような良い事例）として立命館小学校というのがあったりするわけですけども。それは公立と私立の違いはあるにせよ、目的とする「最終的にどういふ社会人材を送り出すか」というところでは、理想像は、多分目指しているという意味では、こちらの私情協が持っている教育問題は、かなり理想的だというふうに自負しているわけでございます。

やはり機動力という、実効性を持たせるためには、そういうよいモデルというのを早い段階で入れていただいて検討していただくことが多分必要で、すぐに走り出して、すぐに実効性を上げていかないといけないと思うので、ぜひ、この開設までに、私立大学情報協会、私も、会長を含めて割と幾つもの委員会にかかわっていますから、いつでも話ができますので、中身のコンテンツを、ぜひ今のうちから検討していただきたいなと思っております。

今日、実は、午前中、私情協の委員会をやってきましたんですけども、結論の中で、大学だけでやっていっても結局だめなので下に降りていくしかないというのが、少なくとも私立大学にかかわっている先生方全ての意見です。

ですので、その辺を含めて、どう貢献できるかですけども、大学教員自体が、みんな模索しているところなので。できれば、早い段階で連携をさせていただいた方がいいかなというふうに、すごく強く思っています。

次 長 では、ぜひ、そうやるような機会を持たせていただいて、まず、情報を取らせていただいて。

青木委員 せっかくこれだけのものをつくるのですから、なるべく早い段階で。

次 長 ありがとうございます。

委員 長 研修の中で福井大学の教職員大学と連携して、修士論文、単位を取得できるというのは、恐らくほかの区ではやっていないことで、いいことではないかと思いますが、あくまでも修士号を取りたいためにここに来ているというだけではなくて、あくまでも、ここで研修したことが授業の中で生かせるか、生徒の方にフィードバックできるような形での研修でないといけないので。修士号を取るためだけに来るような先生はお断りできるような制度にしたいと思えます。

ということで、ほかに何かありましたら、8月9日までにメール等でいただければよろしいかと思えます。

○報告事項

8. 「第21回ボローニャ・ブックフェア in いたばし」の開催について

(図一1・中央図書館)

委員長 では、次の案件にまいります。代田中央図書館長が来られましたので、報告8「第21回ボローニャ・ブックフェア in いたばし」の開催について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、中央図書館から絵本館事業についてご案内いたします。

資料「図一1」をご覧くださいと思います。

今年で21回目になります「ボローニャ・ブックフェア in いたばし」を開催いたします。

概要につきましては1のとおりで、今年はイタリアボローニャ児童図書展から板橋区に、135冊の絵本が寄贈されました。この中からお薦めの絵本を選んで紹介する展覧会を実施するものであります。

なお、開会初日のオープニングセレモニーでは、昨年、募集をいたしました翻訳大賞の受賞者を表彰する「第19回いたばし国際絵本翻訳大賞」表彰式を実施いたします。

2、開催期間ですが、平成25年8月17日、土曜日から、25日、日曜日までの8日間。初日は11時開場で、翌日から午前9時から午後7時までとなっております。なお、8月19日月曜日につきましては、施設休館日のためお休みとなっております。

3の会場ですが、成増アートギャラリーにて開催いたします。

4の展示内容ですが、1点目として「新着絵本コーナー」として、今年寄贈された本の紹介です。

2点目として、「ラガッツイ賞&アンデルセン賞コーナー」を設けます。これは、ボローニャ・ブックフェアで発表されたラガッツイ賞受賞の絵本と国際アンデルセン賞を受賞した画家のピーター・シスの絵本を展示するものであります。

3点目に、日本の絵本の発信ということで、誕生50周年を迎えました「ぐりとぐら」を中心に、日本語の絵本と各国で翻訳された絵本を「世界をつなぐ日本の絵本～日本から世界各国へ～」と題して展示いたします

ほかに、翻訳大賞の作品を歴代にわたって紹介するほか、赤ちゃんのための絵本コーナーやおはなし会を実施いたします。

次に、資料の裏面ですけれども、その他としまして、今年も友好都市の金沢市玉川こども図書館において展示を行います。また、板橋区内の図書館でも巡回展示ということで、例年どおり、1館約1週間でいきます。

最後に翻訳大賞の関係ですが、今まで行っておりました区買い取りによります本の出版が、出版社の事情及び事業の見直しの結果なくなりましたが、今回、新

たに複数の出版社に受賞作品の出版を働きかけましたところ、イタリア語のナポレオンの作品の絵本が9月末に文化出版局から商業出版されることになりましたので、ご報告いたします。

中央図書館からは、説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

中央図書館長 第19回のいたばし国際絵本翻訳大賞表彰式につきまして、これについては別途ご案内いたしているところですが、8月17日午前10時から11時までというところで開催いたしますので、補足して説明いたします。

11時から、そのまま引き続きましてオープニングセレモニーということで、成増アートギャラリーでブックフェアが開場されるという形のスケジュールになっております。補足です。

委員長 参加できる方はよろしく願いいたします。ただ、若干、いつも表彰式で気にしているのは、授賞した方とお話できるチャンスがないのです。

中央図書館長 そうですね。授賞された方は、ブックフェアが開催された後に審査員の方と懇談会というのをしているところなんですけど、委員さんとお話しする機会はないということはあるですね。工夫検討させていただきたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

新しい学校づくり担当課長 新しい学校づくり担当課ですけれども、前回、7月11日の教育委員会におきまして、学校の適正配置の進め方ということで、基準や手順も含めた形で案をお示しいたしました。

次回、本日に決定する方向でというお話をさせていただいたんですけれども、現在、学校整備の計画であったりとか、大規模改修の検討であったりとか、そういったものを進めているところなんですけれども、いましばらく、施設の部分と整合性を取るというような形で、もう少し検討させていただければと思います。ですので、今回は提出を見送らせていただきました。

また、前回の資料等もお渡ししてありますので、もし、引き続きご意見などがありましたら、また、お知らせいただければと思います。

委員長 分かりました。ということで、ご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

それでは、ほかになければ、以上をもちまして本日の教育委員会を終了いたします。

午後 2時 44分 閉会